

平成 30 年度

教育行政方針



平成 30 年 3 月



中標津町教育委員会

目 次

I . はじめに	1
II . 本町教育の基本方針と具体的施策の展開	2
1 地域に開かれた教育行政の推進	2
2 学校教育の充実	3
3 社会教育の充実	13
4 文化財行政の推進	15
5 教育施設の整備・充実	16
III . むすびに	16

I. はじめに

国は、平成 30 年度から向こう 5 年間を対象とした「第 3 期教育振興計画」の基本方針として、一つ目に「夢と自信を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、二つ目に「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、三つ目は「生涯学び、活躍できる環境を整える」、四つ目に「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、そして五つ目に「教育政策推進のための基盤を整備する」と提示しています。

また、北海道においても、同じく平成 30 年度から 5 ヶ年を計画期間とする新しい教育計画として「第 5 次北海道教育長期総合計画」がスタートします。計画の基本理念としては、第 4 次計画の理念を引き継ぎ、「自立」と「共生」を設定しました。

本町では、これら国や道の計画に加え、中標津町教育大綱の『人が輝き歴史と文化を育むまちづくり』という基本理念を基に、次代を担う子どもたちが希望を持って未来に向かえるよう、地域住民との協働による地域の総合力を結集した教育を進めていきます。

このため、次に掲げる本町教育の基本方針に基づいて、総合的・計画的に教育施策を推進します。

Ⅱ. 本町教育の基本方針と具体的施策の展開

1 地域に開かれた教育行政の推進

(1) 主体的な活動

『地域の子どもたちを地域全体で育てる』という視点に立ち、中標津町PTA連合会などと連携しながら、中標津町の地域教育力の向上を目指します。教育委員・教育委員会職員・学校教職員・保護者が今の中標津町の教育事情を共に理解し、様々な課題解決のため議論を深めていきます。

(2) 積極的な情報発信

開かれた教育行政を推進していくためには、行政と住民との相互理解と情報の共有が大切です。各種教育行政情報はもとより小中一貫教育やコミュニティ・スクールの情報など、「らいふまっふ」やインターネットを活用し、積極的に発信します。

(3) 町長との連携強化

教育・学術・文化の振興を図るための重点施策や、児童生徒等の生命や身体に被害が生じる恐れがあると見込まれる場合の対応など重要かつ緊急性のある事項については、町長、教育長及び教育委員で構成される中標津町総合教育会議において協議・調整することに

より、迅速に対応します。

2 学校教育の充実

(1) 豊かな心と健やかな体の育成

- ① いじめについては、「いじめ防止対策推進法」や「北海道子どものいじめ防止等に関する条例」に基づき、教育委員会及び各学校でいじめ防止のための基本方針を踏まえた取組を進めます。また、不登校については、様々な要因が考えられることから、一人ひとりの子どもに寄り添った支援に努めます。このため、スクールカウンセラーによる教育相談機能を充実させるとともに、スクールソーシャルワーカーや相談専門員の積極的活用及び関係機関との連携の推進を図ります。
- ② 中標津町の特色ある教育の一つとして北方領土学習を位置づけ、北方領土に対する関心を深めていきます。
- ③ 本年度から教科化される「特別の教科 道徳」の指導方法等について引き続き調査研究を進めるとともに、家庭・地域社会との連携の中で、豊かな心を育む道徳教育の充実を図ります。
- ④ 学校図書の計画的な整備に努め、中標津町図書館と連携し、児

児童生徒の読書活動を積極的に推進します。

- ⑤ 教職員の計画的な教育相談や日常観察等を通して、児童生徒の心の理解を図り、問題行動等の未然防止に向けた生徒指導を推進します。
- ⑥ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果などの客観的資料を活用して、児童生徒が運動を楽しみ、体力向上に積極的に取り組むための計画的・継続的な指導の充実に努めます。
- ⑦ 児童生徒のむし歯予防を図るため、引き続き全ての小・中学校、義務教育学校において、フッ化物洗口の実施を推進します。
- ⑧ 子どもたちの家庭での学習習慣や規則正しい生活習慣を定着させるため、「生活リズムチェックシート」の活用や「早寝・早起き・朝ごはん・スマホ離れと家庭学習」運動への理解を促し、学校、家庭が一体となった取組を進めます。
- ⑨ 発達段階に応じた「薬物乱用防止教育」や「性に関する教育」の推進に努めます。
- ⑩ 携帯電話やインターネットの利用から巻き込まれる事件・事故を未然に防止する「情報安全教育」の取組を推進します。

(2) 社会で生きる確かな学力の育成

- ① 学習内容の定着状況を把握するため、町内全ての小・中学校、義務教育学校において、標準学力調査いわゆるC R Tを実施するとともに、北海道の定数加配教員の活用によるティーム・ティーチング、少人数指導の実施、学生ボランティアの活用などにより、学力向上に努めます。
- ② すべての学習において、言語活動を充実させ、児童生徒一人ひとりが「主体的・対話的で深い学び」ができるよう指導・助言に努めます。
- ③ 全国学力・学習状況調査等の結果分析に基づき、学校改善プランの徹底を図ります。また、児童生徒一人ひとりに確かな学力を身に付けられるよう学習規律・生活規律の確立を学校・家庭・地域と連携して推進します。
- ④ 教員の指導力向上のため、各学校での優れた実践を交流しあうための公開研究会を充実させ、指導方法の工夫改善につなげていきます。
- ⑤ 義務教育学校として開校した計根別学園では、義務教育9年間の連続性・系統性のある学習指導により、一人ひとりの個性や能

力を伸ばし、人間力・社会力を育む教育の実現を目指します。

⑥ 平成 32 年度から町内全ての中学校区への小中一貫教育導入に向け、今年度から各中学校区での連携を推進するため、各校に小中一貫教育コーディネーターを置くとともに、義務教育学校として先進的な取組を実施している計根別学園での実績を検証するなど、引き続き調査研究を行います。

⑦ 学習指導要領の改正により、小学 5・6 年生の外国語活動は外国語科として教科化され、小学 3・4 年生に外国語活動が導入されます。平成 32 年度からの本格実施に向け、今年度から語学指導等外国青年派遣事業を拡充するとともに、ALT 2 名体制の確立を図ります。

(3) 信頼される学校づくりの推進

① 教育行政上の課題が複雑化、多様化する中、子どもたちのよりよい学習環境の実現と教員の指導力向上を図るため、学校現場に精通した指導主事を配置し、学校の支援体制を強化します。

② 昨年度、全校に導入したコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）については、学校・保護者・地域が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、協働の中で、子どもたちの豊かな成

長を支える「地域とともにある学校づくり」の取組を一層推進します。

- ③ 教職員の事務負担を軽減するとともに、子どもの育ちを教職員全体で見守るきめ細やかな指導の充実等を図るため、校務支援システムの導入を検討します。
- ④ 通学路については、「中標津町通学路交通安全プログラム」により、安全性の向上を図ります。
- ⑤ ボランティアの協力を得て、地域ぐるみで児童生徒の安全を守るとともに、子どもを取り巻く事件・事故に備え、各学校の危機管理体制の強化・充実に努めます。
- ⑥ スクールバスの運行については、児童生徒の安全を第一に、関係機関との連携を図り、安全運行の指導徹底に取り組みます。
また、荒天による下校便欠航など、緊急時の宿泊に対応する非常食やマット等の配備を継続し、計画的に更新を行います。
- ⑦ 防災教育の一層の充実を図り、避難訓練の実施や、危機管理マニュアルの充実、児童生徒の事故等を予知・予測する危機管理意識の高揚に努めます。

(4) 食に関する指導の充実

- ① 各学校の食育全体計画や、年間指導計画の改善・見直しを進めます。
- ② 栄養教諭等が中心となり、学校・家庭・地域社会と連携し、計画的な食育の推進に取り組みます。
- ③ J A中標津の協力を得ながら、野菜収穫体験を全ての小学校・義務教育学校で実施し、食への関心を高めるとともに、食べ物を大切に作る心を育みます。
- ④ 「中標津町学校給食異物混入対応マニュアル」及び「中標津町学校給食食中毒対応マニュアル」に基づき、学校給食における食の安全に対する学校の危機管理体制の充実を推進します。
- ⑤ 地場産食材を活用した「中標津丸ごと給食」を実施し、地域食材に対する理解を深めます。
- ⑥ お弁当づくりを通して親子のふれあいを深め、食育の重要性や給食の意義について考える「親子で作るお弁当の日」を実施します。
- ⑦ 「中標津町学校給食食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、学校給食における牛乳をアレルゲンとする食物アレルギーを有

する児童生徒に対し、飲用牛乳の提供を停止し、対象児童生徒の健康管理対策を推進します。

⑧ 学校給食費の収納向上を図るため、保護者に対し「学校給食申込書」の提出を義務付け、納付意識の改善を図ります。

⑨ かねてより要望がありました中標津農業高等学校の給食については、学校給食センターの設備を整備し、本年 10 月 1 日から実施します。

(5) 子どもたちのための学習環境の整備

① 情報化社会に対応したスキルを身に付けるため、学校 ICT 環境の活用に努めます。

② 教育振興車両の運行により、学校の校外活動を支援し、また、郡部地域の長期休業中における児童生徒の社会教育施設利用機会の確保に努めます。

(6) 教育費の負担軽減

① 国の生活保護基準の変更に伴う準要保護の判定基準見直しに柔軟に対応するため、就学援助システムを導入し、作業の迅速化を図ります。

② 高校・大学・専修学校等に進学する者に対する経済的な支援と

して、年額貸付の「修学資金」に加え、入学時に必要となる諸費用の補填を目的とした「入学一時金」の貸付を実施します。

- ③ 義務教育における保護者負担を軽減するため、副教材費等の支援を継続します。
- ④ 保育料の無償化に向けた段階的取組として、私立幼稚園就園奨励費補助金により低所得世帯、多子世帯及びひとり親世帯の保護者負担軽減を図ります。

また、計根別幼稚園においては、子ども・子育て支援新制度により多子世帯の保育料の軽減を図ります。

(7) 特別な支援の必要な児童生徒の教育

- ① 特別支援教育については、教育支援委員会の機能を活かし、各学校と幼稚園、保育園及び関係機関との連携を深めながら、早期から一貫した支援ができる体制づくりを推進します。
- ② 生活介助や学習支援を必要とする児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、継続して特別支援教育支援員を配置します。
- ③ 北海道中標津高等養護学校については、同校の教育活動をバックアップしている後援会に対して今後も物心両面で支援すると

ともに、生徒の就業支援のために教育振興車両を運行します。

(8) 将来、社会で活躍できる力を育む町立農業高等学校教育の充実

- ① 地元の多様な資源を活用した新製品の開発や栽培作物の研究、関係機関・大学・企業と連携したプロジェクト活動の推進を図ります。
- ② 職場の実習体験を通じた勤労観・職業観の育成、地域に貢献するボランティア活動・農業クラブ活動等への支援を図ります。
- ③ 大学や専門機関と連携し、環境保全型の農業や、高度先端技術を生かした教育内容の工夫・改善に努めます。
- ④ 国際的な視野や経営感覚を育てるため、海外研修事業を継続します。
- ⑤ 本校の特色ある教育内容・活動を町内外の諸機関や小中学校等へ積極的に情報発信し、学校理解の促進に努めます。
- ⑥ 今後の生徒数確保のため、就学支援を継続し、受け入れ環境の整備を図るとともに、広く学校関係者や地元関係者等と連携し、積極的なPR活動を推進します。
- ⑦ 学校施設や農場の機械・施設設備については、限られた予算の中で工夫しながら環境整備に努めます。

(9) 幼稚園教育への支援

- ① 子ども・子育て支援新制度を所管する子育て支援室と連携しながら、幼児期から児童期にかけて求められる教育の環境づくりに努めます。
- ② 私立幼稚園に対し、人件費の助成を行い、幼稚園経営の健全性を高めます。
- ③ 生活介助や学習支援を必要とする幼児が安心・安全に幼稚園生活を送ることや早期支援による小学校とのスムーズな連携強化のため、計根別幼稚園に特別支援教育支援員を配置します。

(10) 教育相談センター機能の充実

- ① 専門相談員と学校・家庭及びスクールソーシャルワーカー等との連携をより一層強化し、基本的な生活習慣の形成、学習活動や進路への支援、体験的な活動、教育相談、カウンセリング機能の充実に努めます。
- ② 不登校については、一人ひとりの子どもに寄り添った教育相談に努め、必要に応じ適応指導教室への参加を積極的に促します。
また、各学校と指導方針を共有し、保護者との協力体制を強化します。

3 社会教育の充実

(1) 生涯学習環境の整備と活動の推進

- ① 町民の学習志向に合わせた内容や開催日程で、各種講演会や生涯学習研修講座を開催します。
- ② 生涯学習活動のサポートとして、情報紙「らいふまっぷ」を継続して発刊します。
- ③ 町内幼稚園が行っている、家庭教育学級の活動を引き続き支援します。
- ④ 社会教育施設的环境整備や美化を進め、安全で利用しやすい施設づくりに努めます。

(2) 青少年の豊かな人間性と、生きる力を育む体験活動の推進

- ① 友好都市「川崎市」との交流体験活動事業を継続して実施します。
- ② 地域の自然を活用した自然体験等の事業を引き続き実施します。
- ③ ボランティア団体「なかしべつ青少年体験活動サポートシステム」との協働による、児童生徒の職業体験・社会体験活動を継続して取り組みます。

(3) 文化・スポーツ活動の充実

- ① すぐれた芸術文化の鑑賞機会を充実させ、事業形態の工夫によ

り文化活動の振興を図ります。

- ② スポーツ活動や健康づくりの拠点施設となる総合体育館の設備を活かすとともに、本町と協定を締結している日本体育大学と連携し、「体育・スポーツの振興」と「町民の健康増進」のため有効活用できるよう取り組みます。
- ③ 10回目を迎える『なかしべつ 330° 開陽台マラソン大会』を引き続き支援します。
- ④ 2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地の誘致を進め、各種競技合宿のために来町するスポーツ団体への支援品の支給等を行うとともに、各スポーツ施設の有効活用に努めます。

(4) 社会教育諸団体への支援の充実

- ① 「一般財団法人中標津町文化スポーツ振興財団」及び「NPO なかしべつスポーツアカデミー」の活動を継続して支援します。
- ② 町内の児童生徒の全道・全国大会への出場等を支援し、本町の文化・スポーツの振興充実に努めます。
- ③ 少年団活動の健全な運営を支援するため、社会教育関係団体との協力体制を強化します。

4 文化財行政の推進

(1) 郷土資料の保存・活用

- ① これまで収集してきた郷土資料や研究の成果は、郷土館内外における展示や普及事業の実施及びインターネットの活用により引き続き公開します。
- ② 今後も、貴重な歴史を後世に伝えることはもとより、学校教育との連携を深め、郷土資料のより積極的な活用を推進します。

(2) 文化財保護思想の普及

- ① 文化財の保護思想を広く普及させるため、学習機会の提供や関係団体に支援・協力するとともに、積極的に情報を発信します。
- ② 新たな文化財の発掘・保護・活用により、文化財愛護の精神を育むよう努めます。
- ③ 市街地に位置する標津川9遺跡について、昨年12月に本町と協定を締結した札幌学院大学と連携し、発掘調査を実施します。

(3) 町花エゾリンドウの保護・増殖

町花エゾリンドウの保護・増殖を図るため、町民との協働による保護増殖事業を引き続き実施します。

5 教育施設の整備・充実

- ① 子どもたちの教育活動や町民の生涯学習活動の推進のため、安心安全に利用できる施設の整備・充実を目指します。
- ② スポーツ施設では、老朽化した町営テニスコートの整備を行います。
- ③ 文化施設では、昭和46年に建設された中標津町郷土館の老朽・狭隘化が進んでいます。郷土学習の中核となる郷土博物館を整備するため、引き続き調査研究を行います。

Ⅲ. むすびに

以上、平成30年度の教育行政の執行に関する方針と主要な施策について申し上げます。

平昌（ピョンチャン）冬季オリンピックに、本町出身者では初めてとなる長谷川翼選手が男子スピードスケートで出場、また、パラリンピックには、本町在住の須藤悟選手がパラアイスホッケーで出場と、非常にうれしいニュースがありました。これまで行われてきた本町のスポーツ振興事業等が、その一翼を担っていることについて、誇りに思っているところです。

学校教育においては、次のとおり中標津町の幼稚園・学校の合言葉を推奨します。

幼稚園 「あいさつ かたづけ みんななかよし」

小学校 「あいさつ そうじ 時間を守る」

「いじめや仲間はずれをしない心の優しい子どもになる」

中学校 「時を守り 場を清め 礼を尽くす」

「いじめや仲間はずれをしない心の優しい生徒になる」

農業高校 「時を守り 場を清め 礼を尽くす」

「社会性を養い 良好な人間関係を築く」

すべての教職員・園児・児童・生徒がこれらの当たり前のことを常に心がけ、地域・保護者の理解と協力を得ながら、しっかりと身に付けることが、望ましい学校づくりへの第一歩だと考えます。

「主体的・対話的で深い学び」の実践も、小中一貫教育、コミュニティ・スクールの実現も学校の土台作りがしっかりしていなければ「絵に描いた餅」となってしまいます。

すべての園・学校でこれらの合言葉を浸透させ、実践して欲しいと考えます。

次代を担う子どもたちが、たくましく心豊かに健康で充実した学校生

活を送るとともに、町民一人ひとりが生きがいを持って学び、学習成果を生かせる生涯学習社会を築くため、今後とも町民と共に歩む教育行政に最善の努力を傾注する決意であります。